

吉忠工業株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和4年10月1日

女性が就業継続し、活躍できる職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年10月1日～令和9年9月30日までの5年間

2 目 標

- ・ 女性の平均勤続年数を5年以上とする
- ・ 育児・介護・産前産後休業制度について、男性社員・パート労働者を含め周知を図り、社内全体の理解を深め利用しやすい環境を整える

3 対 策

令和4年10月～ 従業員へ勤務制度や職場環境、仕事へのやりがい等についてヒアリングを実施する

令和5年 4月～ 利用可能な支援制度に関する周知を実施する

令和6年 4月～ 支援制度の取得に向けた定期的な社内PRを実施する